

共産党再要望項目一覧

平成25年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
1. 「アベノミクス」による燃油・資材等の高騰対策	
①イカ釣りをはじめ、漁船への燃油直接補填制度を創設すること。（セーフティネット保証制度以外に）	<p>燃油高騰に関する直接補填（所得保障）制度は国の役割と認識しており、県独自の新たな支援制度は考えていない。</p> <p>県としては、省エネ航行や漁業操業の効率化を図るため、船底やプロペラ等の付着物（牡蠣殻等のゴミ）を除去し防汚塗装剤を塗布する船底付着物防汚作業経費の支援、LED化経費の支援及びスルメイカ漁場探索調査の回数増について、6月補正による対応を検討している。</p> <p>【6月補正】水産業燃油高騰緊急対策事業 13,108千円</p>
②畜産飼料の高騰緊急対策として、セーフティネット資金の上乗せ支援など、直接支援制度を創設すること。	<p>セーフティネット、価格差補填制度については、国の役割と認識しており、上乗せ支援等は考えていない。</p> <p>県としては、飼料自給率の向上により輸入飼料に左右されない畜産経営を目指す必要があると考えており、飼料生産基盤の整備や和牛放牧の推進のための支援について、6月補正による対応を検討している。</p> <p>【6月補正】畜産飼料高騰緊急対策事業 29,500千円</p>
③クリーニング等・業者関係者の影響調査を行い、燃油・資材・物価高に対する補填（従来ある制度への上乗せ補填も含める）及び、資金の返済繰り延べ、無利子・無担保の資金制度を創設するよう国に求め、同様の制度を県でも創設すること。	<p>現在、県内企業に対し、円安による燃油・輸入原材料のコスト上昇などの影響を調査している。なお、今のところクリーニング業界から特に燃油・資材等の価格高騰の影響は聞いていない。</p> <p>これまでも原油価格高騰に関しては、ワンストップ相談窓口を設置し、各種支援策を案内しているところであるが、県の制度融資「地域経済変動対策資金」により円安・燃油高騰等の影響を受ける県内企業に対し、最優遇金利（1.43%）での融資が行えるよう、6月補正予算による融資枠の増額を検討している。</p> <p>【6月補正】企業自立サポート事業（制度金融費） 4,350千円</p>
2. 雇用対策、中小企業・農林漁業支援策	
①大企業依存の経済バランスが崩れ、中小企業では集団化による共同受注・製造の努力が始まっている。中小企業団体中央会等業界団体の意見を聞き、企業内にいる技術者がコーディネートできる力量をつけるための（セールスエンジニア育成）支援を行うこと。	<p>商工団体が中小企業の共同受注や製品開発を支援する「経営力強化緊急支援事業」（平成25年度新規事業）を活用し、営業力強化の一環として取組ができないか中小企業団体中央会等と検討してみたい。</p>
②国補正の「ものづくり補助金」（ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発支援補助金）を単発で終わらず、3年から5年程度の継続支援を求め、地域でのものづくり産業再生の力となるようにすること。	<p>「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」（1,007億円）は、平成24年度国補正予算の緊急経済対策として措置され、1次募集においては全国で742件、本県では5件認定されている。（4月末現在）</p> <p>まずは、本補助金の全国運営事務局である中小企業団体中央会から制度内容や利用企業の声など、本補助金に対する意見を聞いてみたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>なお、県においても、「ものづくり事業化応援補助金」、「経営革新計画支援補助金」、「県版経営革新計画支援補助金」等により、県内中小企業が行う研究開発に支援を行っている。</p>
<p>③「沖合底引き網漁業体制存続事業」は、大変有効な制度であるが、地元自治体負担が1/3となっており、船がある自治体が限定されているため、事業を進めれば進めるほど、船のある自治体の負担が重くなっている。漁船の維持は、船のある自治体だけの問題ではない。鳥取県の漁船維持・振興の立場から、地元自治体負担を支援の前提とするのをやめること。県の支援割合を増やすこと。</p>	<p>沖合底引き網漁業生産体制存続事業の地元自治体負担1/3については、沖合底引き網漁業の存続・振興により、地域振興ひいては地域経済の活性化にも寄与することから、県としては今後とも応分の負担をお願いしたいと考えている。</p>
<p>④県労働移動奨励金制度について 同制度は、事業所が会社都合の離職者を出した場合は利用できないとなっているが、委託契約解除後は利用できる。雇用破壊する事業所の利用を制限している同制度の趣旨からすると、委託契約解除後の利用禁止規程も盛り込むべき。</p>	<p>労働移動受入奨励金については、新規雇用者の正規雇用日の6か月前から、正規雇用日から1年経過後までの間に事業主解雇があった場合は、奨励金を支給しないこととしている。 委託契約により外注していた業務について、委託契約を解除して業務を内製化し、内製化のために新たに社員を正規雇用した場合は、委託先事業者において委託契約解除による失業者が生じたとしても、現在の規定では奨励金を支給できることとなっている。 しかし、このような場合は全体としては雇用増になっていないことから、奨励金支給申請書の記載事項に「委託契約解除による雇用増ではない」ことを確認する項目を追加する等、本制度の趣旨に沿うよう効果的な運用を検討したい。</p>
<p>3. タクシーについて</p>	
<p>①鳥取砂丘は観光地であるにも関わらず、正式なタクシー乗り場がない。タクシー乗り場を設置すること。また駐車場内に設置されているタクシー待避所の箇所数を増やすこと。</p>	<p>駐車場管理者の鳥取市と情報交換を行い、対応を検討したい。</p>
<p>②鳥取空港を利用したお客の交通手段としてタクシーは大変重要である。しかし、現在、「マナー」を理由に、タクシー運転手の言動に厳しい規制がかけられている。運転手がマナーを守ることは大切だが、空港販売店でのつり銭交換の禁止、喫煙コーナーでの喫煙禁止、休憩禁止など、行き過ぎた規制はやめるべきである。またバスを含めた運転手の休憩コーナーをつくるなどして問題解決を図ること。</p>	<p>鳥取空港内におけるタクシー運転手のマナーに関する約束事項としては、鳥取ハイヤー共同組合（以下「組合」という。）と会員10社が、平成24年6月27日付けで書面により申し合わせをされ、空港管理事務所と連携してマナーアップに取り組んでいる。 申し合わせ内容として、①釣銭を十分に準備し空港内売店で両替をしないこと、②お客様を待たせることのないよう車両を離れての立ち話やロビーの出入り禁止、③喫煙や飲食の禁止などが取り決められているが、タクシープールでの休憩や喫煙コーナーでの休憩等を禁止されているものではない。 昨年8月にも、これら申し合わせの趣旨について組合において各社に再度徹底がなされ、さらに、本年3月にも空港管理事務所と組合及び会員との話し合いの場を設け、申し合わせについて確認を行ったところであり、今後も、会員各社と意見交換を行い、その中で申し合わせの趣旨について確認を行うこととしている。 なお、鳥取空港においては、定期便の離発着に合わせてタクシーやバスが運行されているため、</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	休憩コーナー等の設置は考えていない。
4. 環境大学について	
<p>教師が生徒に対して心ない発言をしているとの話が出ている。大学は研究機関であると同時に教育機関でもある。教師や理事会関係者、職員に対し、教育機関としての自覚を促す研修をすること。</p>	<p>教職員と学生の人権意識の向上と人権侵害の防止は大学運営の重要な目標であり、中期計画（平成24年度～29年度）にも目標達成のための具体的取組が盛り込まれている。これらの取組が着実に実施され、目標が達成されるよう指導していく。また、このたびのことは大学に伝える。</p> <p>〔中期計画の概要(抜粋)〕</p> <p>VII-2 人権に関する目標達成のための計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権意識向上のための指針策定、研修会・講座の開設、ガイドブックの作成 ・人権被害発生防止のためのハラスメント防止・人権委員会を組織、相談窓口を設置